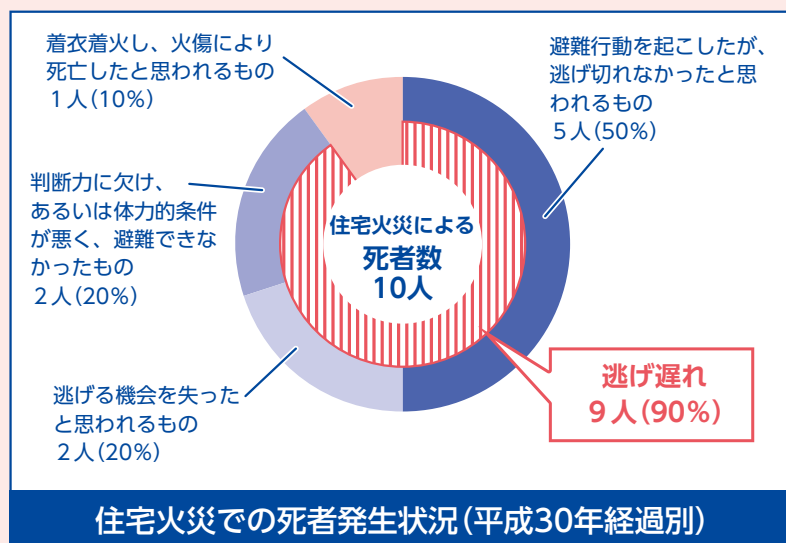


住宅火災から命を守るために！

住宅火災による死者のほとんどは逃げ遅れ



平成30年に本組合管内で発生した住宅火災で、10人の尊い命が失われています。

死亡するに至った経過を分析すると、90%が「逃げ遅れ」によるものでした。

また、これらすべての住宅で、住宅用火災警報器が未設置でした。

火災による「逃げ遅れ」を防ぐためには、いち早く火災に気づくことがとても重要です。

住宅用火災警報器は、火災を早期に発見して知らせることで、皆さんと皆さんの大切なご家族の命を守ります。

皆さんとご家族の命を守る

住宅用火災警報器の設置は義務付けられています！



本組合管内では、平成23年から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、いまだに設置していないご家庭が約25%あります。

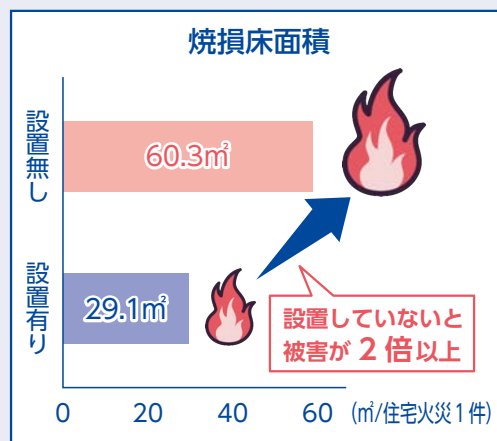
郡山地方広域消防組合火災予防条例により、**すべての住宅の、すべての寝室、階段(寝室が2階以上にある場合)に「煙式」の住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。**

住宅用火災警報器は、ホームセンターなどで購入できますので、未設置のご家庭はすぐに設置しましょう。

また、住宅火災1件あたりの平均焼損床面積を比較すると、住宅用火災警報器を設置していない住宅は2倍以上も多く燃え広がります。(平成27年から平成29年の全国のデータを元に消防庁が算出)

火災の発生を少しでも早く発見し、逃げる時間をつくり命を守るとともに、被害を少なくするためにも住宅用火災警報器を設置して、万が一の場合に備えましょう。

なお、設置から10年を過ぎた住宅用火災警報器は、本体の電子部品の寿命や電池切れなどにより、火災を感知できなくなることがありますので、交換を推奨しています。



奏功事例

住宅用火災警報器を設置してよかった！

就寝中に住宅用火災警報器の警報音で目を覚まし、室内の火に気づいたことで消火することができボヤで済みました。原因は電気コードを、家具で踏みつけていたことで、被覆が損傷してショートし周囲のゴミ等に燃え移り出火したものです。もし、住宅用火災警報器が設置されていなければ、発見が遅れて命を落していた可能性もありました。